BRIEFING ON TAIWAN: Quality Assurance in Higher Education

ブリーフィング資料: 台湾高等教育の質保証

本資料は、台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)の助言を得つつ、台湾の高等教育および質保証システムにかかる文献や最近のデータ・動向をもとに、大学改革支援・学位授与機構評価事業部国際課が作成したものです

I. 高等教育制度の概観

(1) 高等教育の所管官庁

台湾の高等教育は、台湾教育部 (Ministry of Education) が所管しており、教育部の高等教育司 (高等教育局) では大学と独立学院を、技術及職業教育司 (技術・職業教育局) では科技大学、技術学院および専科学校をそれぞれ担当している (1)。

(2) 学校教育制度と高等教育課程

台湾の教育制度は、就学前教育、初等教育、中等教育(前期・後期)、高等教育で編成され、初等教育以後は、6-3-3-4制のシステムをとっている。義務教育は、初等教育である国民小学(小学校)の6年間と中等教育(前期)である国民中学(中学校)の3年間の9年間である。9年制の義務教育と3年制の中等教育(後期)を合わせた「十二年国民基本教育」が2014年8月より正式に実施され、中等教育(後期)にあたる、高級中等学校(高等学校)の学区域の設定、段階的な無試験入学の拡大、一定条件下での学費免除などが導入されている。高級中等学校(高等学校)は、①一般的な教育を行う「普通型高級中等学校」、②専門の教育と実習を主体とする「技術型高級中等学校」、③学生が1年次に一般科目を履修し、2年次からそれぞれの適正、志望に合わせて、普通型コース、専門及び実習の科目を含む技術型コースを選択する「総合型高級中等学校」、④科学、スポーツ、芸術など特定の学科を中心とする課程を提供する「単科型高級中等学校」の4つのタイプに分類されている。

なお、台湾の学年暦は2学期制となっており、授業期間は一般的に1学期が9月~1月、2学期が2月~6月である。

2 · · · 1 /2/21/19/2					
教育段階	標準修業年限	代表的な教育提供機関			
就学前教育	1~2年	幼稚園:4~6	幼稚園:4~6歳		
[義務教育]					
初等教育	6年	国民小学(小学)	校)		
中等教育:前期	3年	国民中学(中学	校)		
中等教育:後期	3 年	膏	系級中等学校(高等	学校)	5 年制
		①普通型 ②技術型 ③総合型 ④単科型 専科学校		専科学校	
					(高等専門
高等教育 (2)		大学	科技大学	2 年制	学校)
		独立学院	技術学院	専科学校	
		(大学)	(大学)	(短期大学)	
* 各学校種が提供する教育課程(学位)の種類			科技大学・技術学院		
と標準修業年限は表 2 参照			2年制プログラム		
		大学、独立学院、科技大学、技術学院(大学院:修士課程)			
大学、独立学院、科技大学、技術学院(大学院:博士課程)			博士課程)		

表 1: 学校教育制度

(本表は、Education in Taiwan 2016-2017 (台湾教育部) をもとに大学改革支援・学位授与機構にて作成)

² 高等教育段階には、法令上、大学・独立学院・科技大学・技術学院に学士、修士、博士課程があり、科技大学・技術学院には副学士課程もある。専科学校は副学士課程のみであるが、修了後、科技大学・技術学院の2年制学士プログラムへ進学する道や2~3年の実務経験等を経た後、修士課程へ進学する道がある。



^{※()}内は日本における教育段階として相当するもの。

¹ 台湾では、大学と独立学院を「学術系高等教育機関(原語:一般大学校院)」、科技大学、技術学院および専科学校を「技術・職業系高等教育機関(原語:技専校院)」と区分している。通常、普通型高級中等学校と総合型高級中等学校の普通型コースから「学術系高等教育機関」へ進学し、技術型高級中等学校や、総合型高級中等学校の技術型コースからは、「技術・職業系高等教育機関」に進学するという複線型の教育体系となっている。

Quality Assurance in Higher Education

高等教育課程において授与される学位は、学位授与法(Degree Conferral Law)第2条によると下表2の とおり副学士 (Associate Degree)・学士・修士 (碩士)・博士の4つに分類される。副学士の学位は専科学校と 一部の科技大学、技術学院によって授与され、学士・修士・博士の学位は、法令上専科学校を除く高等教育 機関によって授与されるが、現在博士課程があるのは大学ならびに科技大学のみとなっている(③)。

高等教育における各教育段階の修業年限については、大学法第26条および専科学校法第33条に規定され ている。学士課程は通常4年であるが、学部や課程によっては1年から2年延長したり、6か月から2年の インターンシップを付加している。また専攻によっても修業年限は異なる(例:法律4~5年、建築5年、 獣医学6年、歯学5年、医学6年等)。修士課程は1~4年、博士課程は2~7年となっている。職業教育を 行う専科学校は、国民中学卒業生を入学対象とする5年制と、高級中等学校卒業生を入学対象とする2年制 に分類される。なお、科技大学・技術学院のなかには、副学士を取得できる機関や専科学校において副学士 を取得した学生を入学対象とし、2年制の課程により学士を取得できる機関もある。

教育段階	標準修業年限	代表的な教育提供機関
<学術系教育体系>		
学士	4年	大学、独立学院
修士(碩士)	1~4年	大学、独立学院
博士	2~7年	大学、独立学院
<技術・職業系教育体系>		
副学士 (二専)	2年	2年制専科学校
副学士(五専)	5年	5年制専科学校
学士 (二技)	2年	科技大学、技術学院
学士 (四技)	4年	科技大学、技術学院
修士	1~4年	科技大学、技術学院
博士	2~7年	科技大学、技術学院

表2:高等教育における教育段階別標準修業年限

(作成:大学改革支援・学位授与機構)

- 二専・五専は2年制、5年制専科学校。標準的な修業年限のほか、特殊な学科においては、必要に応じて教育部の認可 を得て、修業年限は増減される。
- 二技・四技は2年制・4年制の科技大学または技術学院を示す。
- 科技大学、技術学院には専科学校が併設され、副学士を取得できる機関もある。
- 大学法では修業年限の規定はなく、標準的な修業年限のほか、各教育機関や分野ごとに必要に応じて修業年限を定めて

(3) 高等教育機関の規模

台湾の高等教育機関数は 158 校であり、約 131 万人の学生が学んでいる。そのうち、私立の高等教育機 関の割合は全体の68%、私立の高等教育機関で学ぶ学生の割合は全体の67%である。

表3:高等教育機関数と学生数(2016年度)

()は内数

	高等教育機関数		学生数			
	国・公立	私立	計	国・公立	私立	計
大学	48	78	126	433, 846	770, 047	1, 203, 893
(内:科技大学)	(14)	(45)	(59)	(126, 961)	(402, 340)	(529, 301)
独立学院	1	18	19	627	52, 529	53, 156
(内:技術学院)	(1)	(14)	(15)	(627)	(49, 126)	(49, 753)
専科学校	2	11	13	3, 207	49, 185	52, 392
計	51	107	158	437, 680	871, 761	1, 309, 441

※軍・警察、宗教関係の教育機関数は含まない。 (<u>教育統計查詢網</u>のデータをもとに大学改革支援・学位授与機構が作成)

③ 各高等教育機関の提供する教育課程のカリキュラム内容、履修単位数は高等教育機関が自ら定める。授与する学位のレベル・名称、修業年限 も各高等教育機関が定め、教育部が認可することとなっている。



Quality Assurance in Higher Education

Ⅱ. 台湾における高等教育質保証の発展経緯

(1)「大学法」の改正による大学評価の法的整備

台湾における大学評価制度の法的根拠は、1948 年に制定された「大学法」に求めることができる。 1994 年に改正された大学法では、大学評価の実施における台湾教育部の責任を明確にするとともに、大学評価業務の法的根拠が与えられた。折しも、1994 年は、大学法の改正により、それまでの政府管理から大学の自主管理という大きな政策転換が生じた時期である。学問の自由と大学の自治という基本原則が確立した。また一方で、「各大学の発展すべき方向性と重点策は、国家の需要と自らの特色に基づき各機関が自ら定め、教育部の審査を経て実施し、教育部がこれを評価する」(大学法第4条第3項)と規定された。これにより大学評価は教育部の権限と責任において実施することが法的に位置付けられることとなった。

さらに大学法は、2005年の改正により、大学の自己評価と第三者評価に関する条項が新たに規定された。 同法第5条で、「すべての大学は、教育、研究、各種支援・助言、管理運営、学務等に関して自己評価を定期 的に行う。また、大学の発展を推進するため、教育部は、評価の定期的な実施と評価結果の公表を担う評価 団体を組織する。当該結果は、政府における教育予算および大学の改革・発展のための予算の配分時の参考 として活用する」旨が謳われた。同法の改正は、大学評価に関する教育部の責任と新たな大学評価機関とし て 2005年に設立された台湾高等教育評鑑中心基金会(Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan: HEEACT)の設立目的を明文化するものとなった。

2015年には、大学自らを自己改善に導くという大学評価制度の本来の精神に立ち返えることを目的として、大学法が改正された。同法第5条の「当該結果は、政府における教育予算および大学の改革・発展のための予算の配分時の参考として活用する」の文言が削除され、「当該結果は、学校の改善・発展の参考として活用する」の文言が加えられた。また「多様性、専門性を備えた評価を行う」という文言が新たに付け加えられた。

(2)大学評価活動の変遷(1970年代~2000年代前半)

台湾における大学評価の沿革は、1994年の大学法改正以前に遡る。1975年、台湾教育部による初の大学評価活動として、数学・物理・化学・医学・歯学分野の評価を実施した。また、1991年から2年間は、専門機関による大学評価の試行的研究を実施し、その結果、教育部は専門学術団体に関係学問分野の評価を委託した。

1994年の大学法改正以降では、1997年に教育部が初めて大学総合評価を実施し、その評価の結果は、各校の自己改善の参考とされた。また、2001年から2002年にかけて教育部が策定した自己評価ガイドラインに沿って、自己評価が行われた(54校対象)。この自己評価活動は、政府の財政支援と関連付けられたことで、大学において自己評価の制度化が促進されることとなった。2004年から2005年にかけては、教育部の委託を受けた台湾評鑑協会(Taiwan Assessment and Evaluation Association: TWAEA)によって、機関別評価(アクレディテーション)(第1回大学校務総合評価)が実施された(76校対象)。この評価は、大学における自己評価システムの確立と周期的な評価制度の推進を目指し、大学全体と各専門分野の両方に焦点がおかれ、その評価結果は教育政策の参考とされた。この評価では、専門分野を9分野に分類したこと、新たに外国の委員を加えたこと、評価項目に「国際化レベル」を新たに加えたこと、教職員・学生に対するアンケート調査と訪問調査時に教育活動観察を採用したことが特色としてあげられる。

1990年代後半から2000年代前半の台湾では、機関数、学生数がともに増加し、高等教育の大衆化が進展した時期である。同時に、高等教育の質の維持のため、有効なシステムの構築が急務となっていった。

(3)新たな大学評価機関の創設(2000年代後半~)

大学評価を専門的に行う機関の創設のための議論は、2002年に教育部が開催した「大学評価機関創設セミ



Quality Assurance in Higher Education

ナー」に始まる。同セミナーでは、大学評価の企画・実施を担う独立した政府系機関の創設について、多くの参加者から賛同が得られた。その後、大学による委託研究や、政府と大学間での議論を経て、2005 年に大学法が改正され、5年周期の大学評価を実施する機関として同年12月に、HEEACT が創設された。

(4)技術・職業系高等教育部門における評価の取組み

技術・職業系高等教育における評価は、1975年に教育部が開始した、専科学校に対する専門分野別の評価に遡る。当時の台湾の職業高等教育では、主として専科学校が教育の提供主体となっており、1990年代にかけて、専門的人材を多数輩出するようになると、職業高等教育は、台湾の経済発展を実現する重要な担い手として位置付けられることとなった。

こうした中、1995年に、専科学校から技術学院、技術学院から科技大学への昇格制度が法的に整備され、1997年に初めて、5つの技術学院が科技大学へ昇格することが教育部に認められた。これを皮切りに、教育部は、技術学院・科技大学への昇格を積極的に認め (4)、高等教育段階における学術系高等教育とは別の学びの道が整備されることとなった。

一方で、新たに昇格した科技大学の教育の質を確保していくため、教育部は、2003 年に設立された評価専門機関である TWAEA に評価業務を委託した。TWAEA は、2004~2005 年の機関別評価(本編II(2)参照)を実施したが、2005 年に HEEACT が設立されてからは、主として技術・職業系高等教育機関に対する大学評価を担っている。

⁴ 技術学院または科技大学への昇格が法的に整備された 1996 年時点と 2016 年の学校数を比較すると、科技大学は 0 校から 59 校、技術学院は 10 校から 15 校に増加。一方、多くが大学に昇格した専科学校の数は、70 校から 13 校に減少。



Quality Assurance in Higher Education

Ⅲ. 台湾の高等教育における評価・質保証システム

(1) 大学設置認可制度

台湾における大学の設置については、大学法の第4条に規定されている。国立大学および私立大学の設立、変更、もしくは運営停止については、台湾教育部が教育政策に基づき、また、実際の状況を確認した上で、審査決定もしくは調整を行うものとされている。また、直轄市立・県(市)立の大学の設立、変更、もしくは運営停止に関しては、各レベルの政府が一定の手順に基づき、教育部に報告を行って審査決定と調整がなされる。なお、私立大学は、私立学校法の規定に従って手続きが行われる。

(2) 台湾の大学評価制度の概観

全ての高等教育機関は、大学法によって自己評価と第三者評価が義務付けられており(本編p3のII(1)参照)、学術系高等教育機関(大学・独立学院)はHEEACTが、また技術・職業系高等教育機関(科技大学・技術学院・専科学校)はTWAEAがそれぞれプログラム評価および機関別評価を実施してきた。プログラム評価については、2013年の大学評価方法(原語:大學評鑑辦法)の改正により、大学が自己評価制度を整備し、そのメカニズムと結果が教育部の認定を受けた場合、あるいは教育部の認可した国内外の評価専門機関の認定を受けた場合は、第三者評価の受審を免除される(大学評価方法第5条)こととなった。これを法的根拠とした試験的自己認証制度(原語:教育部試辦認定大學校院自我評鑑機制及結果審査實施計畫/Self-Accreditation System)が 2014年度から導入された。これにより、プログラム評価において、大学組織における質保証と自己改善の文化をより根付かせることが期待された。

2017年には教育部が、大学法に定められた、義務としてのプログラム評価の廃止を発表。今後プログラム評価は任意受審となる。

●台湾教育部が認定した国内外の評価機関

大学法により定められた義務としての大学評価を実施する評価機関は2機関あり、学術系高等教育機関をHEEACT が、技術・職業系高等教育機関をTWAEA がそれぞれ担当している。このほか、台湾には教育部から認定を受け、専門分野の評価を行う国内外の評価機関がある。教育部は、HEEACT に委託してこれらの評価機関の認定を行っている。このうち国内の評価機関の認定期間は5年となっており、各評価機関は有効期間内に再審査を受け再認定を受けることとなっている。国外の評価機関については、HEEACT が情報収集を行い、当該評価機関が明確な評価メカニズムを有し、過去3年間に高等教育機関の評価実施の実績を持ち、専門分野の評価が世界的に認められているなどの基本的条件を満たしているか否かを判定して認定を行う(国外の評価機関は申請の必要がない)。

●台湾高等教育における評価機関の概略

HEEACT (Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan:台湾高等教育評鑑中心基金会) 台湾教育部主導の下、台湾の全大学の協賛を得て、2005 年に設立。学術系高等教育機関に対するプログラム 評価および機関別評価(アクレディテーション)を実施。評価をはじめ、研究や国際交流活動を通じて、各大学の独自かつ特色ある機関への発展を支援し、もって台湾の高等教育水準と学生の学習成果の向上に資することを目的としている。HEEACT の傘下には、台湾医学評価委員会(TMAC)という独立した専門分野評価機関も組織されている。

Quality Assurance in Higher Education

TWAEA (Taiwan Assessment and Evaluation Association:台湾評鑑協会)

評価に関する知識・手法の開発・促進および公正な評価事業の実施を目的として、学術・経済界の有力者の発意により、2003 年に設立された非営利団体。教育機関以外の団体に対する外部質保証にも携わっている。台湾教育部の委託により、2004 年に大学に対する評価プロジェクト、2005 年には技術・職業系高等教育機関に対する評価をはじめ、宿対する評価プロジェクトを実施。近年の活動としては、技術・職業系高等教育機関に対する評価をはじめ、宿泊施設(ホテル)の格付け評価(台湾観光局の委託)や、老人福祉施設、産後ケアセンターの評価を実施。

TMAC (Taiwan Medical Accreditation Council:台湾医学院評鑑委員会)

2000年に設立され、2005年にHEEACTの傘下に移った、医学教育分野の専門評価団体。台湾の医学プログラムについて、特色化を図るとともに教育や管理運営の質の向上を目的として7年サイクルの評価を実施。評価対象は、12の医学部(国立4校・私立8校)。また、2002年には、米国の海外医学教育認定委員会(National Committee on Foreign Medical Evaluation and Accreditation: NCFMEA)より、TMACの評価について、米国のメディカルスクールの評価と比較可能である(Comparable)との認定を得ている⁽⁵⁾。

IEET (The Institute of Engineering Education Taiwan:中華工程教育学会)

2003 年設立の工学・技術系教育プログラムを対象とする評価機関。学士・修士・博士の課程を有する大学が提供する、工学教育、情報専門教育、技術教育および建築学教育にかかるプログラムの評価を実施。評価サイクルは6年。また、IEET は、教育プログラムの実質的同等性を相互承認するための国際協定として、工学教育ではワシントンアコードに、情報専門教育ではソウルアコードに加盟。

CMA (Chinese Management Association:中華民国管理科学学会)

商学分野の学術・技術的発展のため、台湾の学術、企業関係者により1973年に設立。2007年に華文商管学院認証(ACCSB: Accreditation of Chinese Collegiate School of Business)を創設し、国内の大学に所属するビジネススクールの認証を実施。また海外の中国語で授業を行っているビジネススクールの認証も実施している。

AACSB (The Association to Advance Collegiate Schools of Business:米国ビジネススクール協会) 1916 年に設立された、経営・会計分野の学士・修士・博士プログラムの評価を実施する国際的な団体。83 以上の国・地域から 1,350 以上の会員機関を有する。会員機関は、経営学教育を提供する教育機関をはじめ、企業や公共団体が加盟。

CEPH (Council on Education for Public Health 公衆衛生教育審議会)

1974年に設立され、第三者機関として、公衆衛生教育機関と公衆衛生プログラム評価を実施するために米国教育省によって認められた独立機関。アメリカのほか、カナダ、レバノン、メキシコ、イスラエルで評価を実施している。台湾では2016年国立台湾大学が最初に評価を受けている。

(※活動を終了した評価機関)

TNAC (Taiwan Nursing Accreditation Council:台湾護理教育評鑑委員会)

2006 年に設立された看護学分野の専門評価団体。HEEACT の傘下に組織を置き、公私立の大学、看護学院、2年制専科学校のすべての看護系プログラム(40 プログラム)に対する評価を6年サイクルで実施してきたが、質保証体制が確立できたとし、2014 年7月に評価活動を終了した。

⁵ TMAC が NCFMEA より取得した評価基準に関する比較可能性の認定期間は、2009 年に更新され、2017 年秋の再認定に向け準備を行っている。



Quality Assurance in Higher Education

(3) 台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)における大学評価(アクレディテーション)

HEEACT は教育部主導の下、第三者評価機関として、大学のプログラム評価と機関別評価を実施している。2006 年~2010 年の第 1 期のプログラム評価では、学生に対する良好な学習環境の提供を確保してくことを目的に実施された。2011 年の第 1 期の機関別評価では、学習成果を評価する仕組みの構築に重点が置かれた。2012 年~2016 年の第 2 期プログラム評価では、各大学が構築した学習成果の評価の仕組みに基づいて、プログラムが教育目標と学生が身につけるべきコア能力を定め、実際に学習成果を確保しているかが評価の着眼点となった。2017 年から実施される第 2 期の機関別評価では、大学評価の体系性と一貫性を確保するため、これまでのプログラム評価・機関別評価の理念を継承し、各大学の運営の質とともに、学習成果が確保されているかを確認する。あわせて、各大学の運営の成果と特色を明らかにし、自己改善を促すことが強調されている。

(a) 第1期プログラム評価(原語:第一週期系所評鑑) (2006~2010年)

第 1 期において、HEEACT は、大学のすべてのプログラム(学科・研究科単位)に対する評価を実施した。 2006 年からの 5 年間を 1 周期とし、2010 年までに 79 の大学および士官学校、警察学校における 1,907 プログラムが評価された。

評価は、各教育プログラムが定めるミッション・目的を踏まえながら、5つの評価基準に基づいて実施された。評価者は、5つの評価基準(表4)に照らして当該プログラムがミッション・目的を充足し、学生に対して良好な学習環境を整備しているかどうか確認を行った。

表4:プログラム評価基準(第1期)

1. 目的、特長、自己改善の仕組み (Goals, features, and self-improvement mechanism)

2. カリキュラム開発および教育の提供 (Curriculum design and teaching)

3. 学生の学修および学務 (Student learning and student affairs)

4. 研究業績 (Research and professional performance)

5. 卒業生の状況 (Performance of graduates)

2日間の訪問調査のなかで、訪問調査チームは訪問調査報告書(案)と認定結果に関する意見をまとめる。 訪問調査終了後、訪問調査報告書(案)のみが受審大学に提示され、事実誤認等があった場合には受審大学 から意見の申し立てを行う。分野別認定初期審査グループによる初期段階の認定結果の審査、決定を経たの ち、評価委員会が認定結果の確定を行う。

評価結果は、「認定(原語:通過)」、「要観察(原語:待觀察)」、「不認定」の3段階で示され、認定サイクルは5年である。評価終了後、認定以外のプログラムについては、再評価等の手続きを行うほか、いずれも、各プログラムは自己改善計画書と進捗状況報告をHEEACTに提出する必要がある。

(b) 機関別評価 (原語:校務評鑑) (2011 年)

HEEACT は、第1期のプログラム評価が完了した翌年の2011年に、81の大学に対して、機関別評価を実施した。各大学が機関としてそれぞれ掲げる使命・目的を踏まえて、大学の運営状況を確認するとともに、強みや弱み、特徴を明らかにし、自己改善を促すことを目的としたものである。

●評価基準

評価基準の策定にあたっては、全体的な質管理サイクルを促進する趣旨から、PDCA モデルの概念が取り入れられ、PDCA に対応して5つの基準が設定された。



Quality Assurance in Higher Education

表 5	· HFFACT	の機関別評価基準

基準 ①PDCA モデルとの対応、②観点数、③主な観点の内容 1. 機関の自己認識 ①Plan と関係 26額点 (Self-positioning of ③大学自らの長所や短所を分析し自己識別を定義する手法は何か。 institution) 大学が定める学生が身につけるべき資質・能力は何か。 教員・学生が、大学の発展計画等をどの程度理解・共感しているか。 2. 機関の管理運営 ②12 観点 (Institutional governance and ③大学の管理部門や委員会はどの程度機能しているか。 management) 学生は大学のガバナンスにどの程度参画しているか。 大学の国際化をどのように進めているか。 3. **学習·教育資源** ①Do と関係 ②15 観点 (Teaching and learning ③大学が教員の学術的業績を評価する仕組みはどのようなものか。 resources) カリキュラムを設計するための仕組みがどのように運用されているか。 学生に対する学習・生活面の支援がどのように提供されているか。 4. 説明責任および社会的 ①Check と関係 ②12 観点 責任 ③学生の入学選考基準は何か。 (Accountability and social 大学はどのようにして学習に関する評価を行うのか。 responsibility) 大学は評判の高い教育機関となるようどのように自らを築きあげるか。 5. 自己向上および質保証の ①Act と関係 23額点 仕組み ③大学の自己評価の仕組みはどのようなものか。 (Continuous improvement and 大学はどのように全ての関係者からフィードバックを集めているか。 quality assurance system)

●評価プロセスおよび結果

機関別評価のプロセスは、大学による自己評価に始まり、書面調査、訪問調査を経て、評価結果が決定さ れる。訪問調査は、2日間の日程で構成され、この間に、訪問調査チームによって訪問調査報告書が作成さ れる。次いで、訪問調査チームは、評価報告書(原案)を作成し、大学への意見照会を経て、評価委員会に 提出する。最終的に、評価委員会によって評価結果が決定される。認定結果は、HEEACT理事会の承認を得て、 台湾教育部に提出される。

評価結果は、「認定」、「条件付き認定」、「不認定」の3種類が設定されており、認定の有効期間は5 年となっている。また、評価終了後、各大学には1年間の改善期間が与えられる。各判定に対する措置は次 のとおりである。なお、評価結果と報告書は HEEACT のウェブサイトにて公開される。

「認定」 . . . 各大学は自己評価に関する報告書と行動計画書を HEEACT に提出。

「条件付き認定」 各大学は自己評価に関する報告書と行動計画書を HEEACT に提出し、「フ

> ォローアップ評価」を受ける。これは、評価結果において指摘された問題 点のみが対象とされる。フォローアップ評価により「認定」が与えられた

大学の持続的改善のための質保証の仕組みはどのようなものか。

場合は、5年サイクルの残存期間が認定有効期間となる。

「不認定」 各大学は自己評価に関する報告書と行動計画書を HEEACT に提出し、「再

評価」を受ける。評価基準に基づき、自己評価報告書を再提出し、評価を 再受審するもの。再評価により「認定」が与えられた場合は、5年サイク

ルの残存期間が認定有効期間となる。



Quality Assurance in Higher Education

(c) 第2期プログラム評価(原語:第二週期系所評鑑) (2012~2016年)

第1期のプログラム評価と機関別評価の経緯と結果を踏まえ、第2期のプログラム評価は「**学生の学習成果の確保**」により重点を置き、プログラムにおける教育の水準を評価・認定することにより、各プログラムの継続的な質の改善と個性の伸長に資することを趣旨として実施された。

●評価対象

自己認証の試験的実施機関である 34 大学と国内外の評価専門機関の評価で認定されたプログラムを除いた学術系高等教育機関のプログラム。実施期間は 2012 年から 2016 年までの 5 年間で、教養教育に関する成果把握のための評価も同時に行われる。受審年度は、「同じ属性の大学を同一年度に評価する」原則に従い、HEEACT が大学単位で指定している。また当該大学の受審対象となる全てのプログラムを同一年度に評価する方式をとっている。

●評価の原則

「学生の学習成果の確保」に軸足を置いた評価の実施のため、HEEACT が策定した実施要項「大学教養教育および第2期学科・研究科評価実施計画」では、次のような事項が評価の原則として掲げられている。

- ・ **学生本位の評価**: 近年の国際的な大学評価の潮流を踏まえて、第2期の評価では、プログラムが学生の学習成果を評価する仕組みを構築し、確実に運用させることに重点を置く。
- ・ 公正性の確保: 受審プログラムに対して、評価のプロセスや指標、結果に関する情報を明確に知らせるとともに、公正な態度で評価作業に臨む。また、全ての受審プログラムにおいて、学生の学習成果を評価する仕組みの構築・運用状況を統一的に評価する。
- ・ **受審単位の柔軟性**: 受審プログラム(学科、研究科)は、49の専門分野のいずれかに帰属させる。 各プログラムは、設立の趣旨と教育目標に基づき、帰属する分野を選択することができる。原則、各 プログラムは、個別に受審するが、同一分野に帰属する学科・研究科はまとめて受審できるなど、受 審単位に柔軟性を持たせることとした。

●評価基準

評価基準は下表の5つで構成される。各基準には、基本的な指標が設定されている。

表6:プログラム評価基準(第2期) [2014~2016年実施分]

1. 目標、基礎能力、カリキュラム (Goals, core competencies, and curriculum)

2. 教員、教育およびその支援体制 (Teacher, teaching and support system)

3. 学生、学習およびその支援体制 (Student, learning and support system)

4. 研究、社会奉仕およびその支援体制 (Research, service and support system)

5. 自己分析、改善、発展 (Self-analysis, improvement and development)

さらに、各プログラムの特色の伸長に資するため、次に挙げる事項から1つ以上を選択し、当該プログラムの特色を示して評価を受けることとされている。

- ・ 各指標にかかる特色を提示する。
- ・ 設定されている指標以外に、独自の指標を設けてその特色を提示する。
- ・ 設定されている基準以外に、独自の基準と指標を追加し、その特色を提示する。

なお、第2期開始時の基準は5基準・38指標であったが、2014年の評価から5基準・13指標の改訂基準が用いられた。



Quality Assurance in Higher Education

●評価プロセスおよび結果

評価プロセスでは、受審プログラムによる自己評価の後、4~6名の評価者による2日間の訪問調査が行われる。自己評価書および訪問調査の内容を受けて、訪問調査チームは評価結果(案)をまとめる。最終的に評価委員会が評価結果の確定を行う。

評価結果は、「認定」、「条件付き認定」、「不認定」の3種類が設定され、認定の有効期間は6年となっており、評価結果及び報告書は HEEACT のウェブサイトに公開される。評価終了後、「条件付き認定」、「不認定」の結果となったプログラムについては、再評価等の手続きを行うほか、各プログラムは自己改善計画書と進捗状況報告を HEEACT に提出する必要がある。

(d) 第2期機関別評価(原語:第二週期校務評鑑) (2017~2018年)

第2期の機関別評価は、2017年から 2018年の2年間で 85大学を対象に実施される。1年目は第1期機関別評価で「条件付き認定」を受けた 33大学、2年目は「認定」を受けた 52大学に分けて実施される。

評価基準については、第1期では5基準・48 観点(表5)であったが、第2期では4基準・14 のコア指標(原語:核心指標)(表7)と大幅に簡素化された。また、評価指標に柔軟性を持たせ、大学の特色を打ち出すことを目的に、コア指標の他に、大学独自の指標が設定できることとなった。大学の負担軽減を図るため、第1期に引き続き、「大学教育卓越計画」(原語:大學教學卓越計畫)および「トップ大学推進計画」(原語:邁向頂尖大學計畫)の指標と機関別評価の指標の相関図(表8)が示され、同計画への申請資料と重複するものについて、機関別評価では同じ資料を使用することが可能となっている。

●評価基準

評価基準の策定にあたっては、大学評価の国際通用性を確保するため、主要国の機関別評価の質保証の取組みを踏まえるとともに、第1期機関別評価の理念を引継ぎ、PDCAモデルに対応した4つの基準が設定されている。各基準の下には3~4項目のコア指標が設定されている。さらに、各大学はその特色を示す独自の指標を設定することが奨励されている。

表7:HEEACTの第2期機関別評価基準

基準	コア指標
1. 大学のガバナンスと運営	1-1. 大学自身のポジショニングに基づく大学運営発展計画と個性化計画 1-2. 大学のガバナンスの質を確保するための仕組みと実施方法 1-3. 大学自身のポジショニングに基づいた産学連携 1-4. 教育の機会均等の確保と社会的責任の果たし方
2. 大学運営資源と支援体制	2-1. 大学運営発展計画の資源計画 2-2. 教員のティーチングと学術的キャリア形成のための仕組みと実施方法 2-3. 学生の学習成果を確保するための仕組みと実施方法
3. 大学運営の成果	3-1. 大学自身のポジショニングに基づく大学運営の成果 3-2. 学生の学習成果 3-3. ステークホルダーへの情報公開の成果
4. 自己改善および持続的発展	4-1. 内部評価、外部評価結果の活用と検討および改善方法 4-2. イノベーションおよび持続的発展のための計画と実施方法 4-3. 教職員および学生の利益保護の方法 4-4. 財務の持続性の確保と方法

Quality Assurance in Higher Education

表8:第2期機関別評価のコア指標と「大学教育卓越計画」および 「トップ大学推進計画」における対応指標表(※基準1のコア指標4項目の抜粋)

コア指標	「大学教育卓越計画」において 対応する指標	「トップ大学推進計画」において 対応する指標	
1-1. 大学自身のポジショニングに基づく大学運営発展計画と個性化計画			
1-2. 大学のガバナンスの質を確保するための仕組みと実施方法		 大学全体の目標と年度目標の 合理性 その他、学内審議委員会の決 議を経た指標 	
1-3. 大学自身のポジショニングに基づいた産学連携	産業と社会の発展状況に応じた 教員の教育研究奨励制度の構築	産業と社会の発展の一助となる 成果と具体的戦略	
1-4. 教育の機会均等の確保と 社会的責任の果たし方			

●評価プロセスおよび結果

評価のプロセスは、大学による自己評価で始まり、訪問調査を経て評価結果が決定される。訪問調査は2 日間の日程で構成され、この間に訪問調査チームは、評価報告書(原案)を作成し、大学への意見照会を経 て、評価委員会に提出される。最終的に、評価委員会によって評価結果が決定される。その評価結果は、HEEACT 理事会の承認を得て、台湾教育部に提出される。

評価結果は、「認定」、「条件付き認定」、「不認定」の3種類が設定されており、認定の有効期間は6 年となっている。また、評価終了後、各大学には1年間の改善期間が与えられる。各判定に対する措置は次 のとおりである。なお、評価結果と報告書は HEEACT のウェブサイトで公開される。

表9:評価結果およびフォローアップ

評価結果	評価後のフォローアップ	改善機関・認定有効期間
「認定」	各大学は自己改善計画書と実施成果報告書を HEEACT に提出。	1. 認定期間は6年とする。
「条件付き 認定」	1. 各大学は自己改善計画書と実施成果報告書を HEEACT に提出し、「フォローアップ評価」を受ける。 2. フォローアップ評価は、訪問調査報告書で指摘された問	2. 改善期間はいずれも評価 結果公布日から1年とす る。
	題点のみが対象とされる。	3. フォローアップ評価ある
「不認定」	 各大学は自己改善計画書と実施成果報告書を HEEACT に提出し、「再評価」を受ける。 再評価作業は、評価基準に基づき自己評価報告書を提出し、改めて評価を行う。 	いは再評価で認定された 後の認定有効期間は今期 6年の評価サイクルの残 存期間とする。

(4) 台湾評鑑協会 (TWAEA) による総合評価 (原語:綜合評鑑)

TWAEA は、2004 年に台湾教育部の委託を受けて最初の大学評価を実施して以来、教育部の委託事業や助 成プロジェクトとして、プロジェクト評価、追跡調査などの評価活動に参画しており、2010年に台湾の専 門評価機関として教育部より認可を得ている。

TWAEA では、技術・職業系高等教育機関を対象に、機関別評価とプログラム評価を合わせた総合評価を

Quality Assurance in Higher Education

実施してきたが、2017 年初頭、教育部が大学法に定められた義務としてのプログラム評価廃止を発表した のを受け、教育部の委託による大学評価としては、現在機関別評価のみを行っている。

TWAEA の機関別評価は高等教育機関における教育の質の保証をはじめ、継続的な自己改善の促進や特色の 伸長、全学的な競争力の強化を目的としている。評価サイクルは5年と設定され、評価基準は下表のとおり。

表 10:TWAEA の機関別評価基準

1. 大学の位置づけと特色

2. ガバナンスと発展

3. ティーチングとラーニング

4. 運営サポートとサービス 5. アカウンタビリティ

6. 自己改善

評価判定結果は、「認定」、「条件付き認定」、「不認定」の3種類が設定され、認定の有効期間は5年 となっている。評価終了後、「条件付き認定」の場合は、要改善項目についての、フォローアップ評価、「不 認定」の場合には、再評価をそれぞれ当該年度内に受審しなければならない。評価判定結果を問わず、各プ ログラムは自己改善計画書と進捗状況報告を TWAEA に提出する必要がある。評価プロセスは、受審大学によ る必要書類の提出(自己評価)の後、訪問調査が行われる。評価報告書(案)の作成と受審大学への意見照 会を経て、評価結果が決定される。「認定」以外の判定となった大学においては、意見申立ての手続きが整 えられている。最終的な評価結果及び評価報告書は TWAEA および教育部のウェブサイトで公開されており、 また HEEACT が管理するウェブサイト「Taiwan Quality Institution Directory (TQID)」にも掲載されてい る。

(5) 大学評価の結果一覧の公表

HEEACT では、高等教育機関の評価の結果を TQID において英語で提供している。閲覧可能な項目は、HEEACT (HEEACT の傘下である TMAC を含む)と TWAEA によるプログラム評価を受審した機関のプログラムの名称、 授与する学位、評価結果、受審年、認定有効期間などで構成されており、さらに評価報告書(中国語)も掲 載されている。また、HEEACT および TWAEA 以外の専門評価機関の評価を受審したプログラムは、TQID にプ ログラムの名称と授与する学位とともに受審した評価機関名が記載されている。

【リンク】TQID: http://tqid.heeact.edu.tw/index.aspx

(6) プログラム評価の廃止とその影響

2017年2月8日、大学法により義務として定められていた、教育部が行うプログラム評価の廃止が正式に 発表され、11 年間続いたプログラム評価政策は終了した。 今後プログラム評価に関して大学は、完全な自主 権が与えられ、評価を受審するか否か、どのように受審するかの選択を大学自らが行うこととなる。

大学は、何を以てプログラム評価の必要性を判断するのか、どのようにしたら社会の期待に応え、大学の 質保証に対する社会の信頼を獲得できるのかという課題に自ら直面しなければならなくなる他、これまで政 府の予算で行われてきたプログラム評価の費用を今後は大学が自己負担することとなる。

学術系高等教育機関への実質的影響は 2017 年から行われている第2期の機関別評価後になるとみられる が、機関別評価とプロラム評価を同時に行っている技術・職業系高等教育機関では、2017年から廃止の影響 を受ける。

今後は、HEEACT がこれまで教育部の実施してきた試験的自己認証制度を引き継ぐ形で、全高等教育機関の 自己認証の認定事業を行っていく。また、プログラム評価については、各高等教育機関が、学術系高等教育、 技術・職業系高等教育の区別なく、任意で各評価機関を選んで受審することとなる。



Quality Assurance in Higher Education

(7) 高等教育および質保証の取組みに関するその他の動向

(a) 大学の国際化の質視察指導制度について

台湾教育部は、高等教育機関におけるキャンパスの国際化や留学生における学習の質向上の促進、国際化にかかる質保証・改善メカニズムの整備促進等を目的として、外国人留学生を受け入れている高等教育機関に対する、「国際化の質視察指導制度(原語:建立大專校院國際化品質視導機制試辦計畫)」を 2014 年より実施している。本制度は、原則として任意受審であり、年 30 校以内の実施としている。また、実施主体は、逢甲大学(Feng Chia University)内の「大学・専門教育機関外国人留学生指導担当者支援システム計画事務局」(Network for International Student Advisors: NISA) となっている。

実施プロセスは自己評価の後、訪問調査、意見申立てを経て、「合格(原語:通過)」、「不合格(原語:未通過)」のほか、さらに合格の判定のうち、特に優れている機関は「特優」の判定区分を設ける。「合格」となった機関は、外国人留学生受入れや国際化業績奨励の経費補助の参考とされるほか、留学生向けポータルサイト「Study in Taiwan」(6) に当該機関の国際化の特色が掲載され、留学生に向けて広く宣伝される。

(b) 海外との学位に関する相互認証

2012 年7月、HEEACT とマレーシア資格機構(Malaysian Qualifications Agency: MQA)は、「Joint Statement of Confidence on Each Other's Quality Assurance Outcomes: SoC」に署名し、双方の機関が行う評価の結果について、相互に信頼し得るという結論に達した。この SoC では、両機関が認定した学士レベルのプログラムと資格を包含している。

この共同声明を受けて、2013 年 1 月、マレーシアの Hou Kok Chung 高等教育副大臣は、台湾とマレーシアが、双方の大学・カレッジが授与する資格について相互に認証することを発表した。これにより、台湾の 157 大学・カレッジが授与する資格は、マレーシア資格機構(MQA)により認証(recognize)され、一方、マレーシアの 121 の大学・カレッジが授与する資格は、HEEACT により認証されることとなった。

(c)「新南向人材育成アクションプラン」

2016年6月、台湾では、ASEAN、南アジア、オセアニアの計 18 か国との連携を強めることを目的とした「新南向政策」が打ち出された。この政策を受け、教育部から「新南向人材育成アクションプラン」が発表された。教育部は 2017年度に 10 億元(日本円:約36億円)を投じ、受入・派遣双方向の奨学金の新設または増額による、自国の「新南向」対象国の言語・産業・社会文化に精通した人材育成、各国における台湾進学予備コースの展開など、様々な施策を講ずるとしている。これにより、台湾で学ぶ「新南向政策」対象国からの外国人留学生が今後、年20%ずつ増加し、2019年には、5.8万人に達すると見込まれている(2015年は2.8万人)。2017年分の各国向け奨学金枠は、インド、インドネシア、タイ、ミャンマー、フィリピンが特に増えている。

(当機構 QA-Update「<u>台湾教育部 2019 年までに ASEAN、南アジアからの留学生を倍増へ</u>」参照)

Study in Taiwan とは外国人学生招致のために教育部が台湾高等教育国際協力基金会 (Foundation for International Cooperation in Higher Education of Taiwan :FICHET) と立ち上げた留学情報サイト。大学検索システムが掲載されており、このサイトでは、学びたい学部やプログラム、所在地のエリア、学位レベル、授業言語 (中国語/英語)、国立/私立の区別など自分の希望に沿って大学を検索できるようになっている。この他、台湾の高等教育システムおよび質保証、奨学金、中国語ランゲージセンター、留学する際の申請方法、台湾での生活、留学生のネットワークなど、台湾の大学への留学情報が学生目線で分かりやすく紹介されている。http://www.studyintaiwan.org/



Quality Assurance in Higher Education

別添 1

台湾高等教育評鑑中心基金会の概要

名称	Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT)
設立年	2005 年 12 月
組織の性格	台湾教育部および台湾の 153 大学の協賛を得て設立された、政府から独立した公的機関
所在地	台北(台湾)
代表者	黄 栄村 董事長 (Dr. Huang Jong-Tsun / Chairperson)
	侯 永琪 執行長 (Dr. Hou Angela Yung Chi / Executive Director)
設立目的	2005年の設立以降、学術系高等教育機関の機関別評価、プログラム評価の実施をはじめ、研究や国際交流活動を通じて、評価の公平性、専門性を高め、卓越性に向けて努力し、台湾高等教育の向上に資することを目的とする。
構成	 HEEACT の運営は、理事会 (Board of Directors) の監督、諮問委員会 (Advisory Committee) の助言により、執行長が指揮を執る。 執行長の下に管理・運営を担当する総務部と評価活動を担当する質保証部が組織されている。 また、執行長の下に、独立した機関として台湾医学評価委員会 (TMAC) が置かれてい
	る。 ・ 常勤スタッフ 45 人、評価者 2, 000 人以上を抱える。
主な任務	 高等教育評価の指標・メカニズムの確立と評価の実施 大学、カレッジにおける自己改善メカニズムの確立への支援 教育部より委託された高等教育評価の促進と評価結果を基にした政策立案への助言 評価者研修の実施および評価者データベースの構築 高等教育評価に関する論文、ジャーナル、書籍の発行 国際協力活動と、国際的質保証機関ネットワークへの参画 高等教育評価の傾向や発展に関する調査研究の実施 高等教育評価に関する国際会議の開催
国際組織 加盟状況	APQN (Full Member)INQAAHE (Full Member)
	 IREG (International Observatory on Academic Ranking and Excellence)

ウェブサイト http://www.heeact.edu.tw/mp.asp?mp=4



Quality Assurance in Higher Education

別添2

台湾評鑑協会の概要

名称	Taiwan Assessment and Evaluation Association (TWAEA)
設立年	2003 年 8 月
組織の性格	台湾総務部の認可の下、台湾の学術界、経済界の上部組織によって共同設立された非営 利独立団体(財源は政府80%、その他20%)。2010年高等教育機関の専門的な評価機関 として教育部より正式に認可される。
所在地	台北(台湾)
代表者	傅勝利 理事長 (Dr. Shen-Li Fu / Chairman)
設立目的	台湾における評価知識・評価技術の促進及び公正な評価事業の実施を目的とする。技術・職業系高等教育機関が目標に向かって確実に発展していけるよう、開放性、公平性及び透明性を有する評価メカニズムを確保するために経験豊富な評価チームにより運営し、自己改善プログラムを実施する対象機関に対して重要なガイドラインの提供をすることにより、内部及び外部質保証の確立を支援する。
構成	 理事長1人、理事13人、常任幹事1人、監事4人。(3年毎に選抜)。なお、これらの役員の多くは大学の教授(学長含む)であるが、政府関係者(教育部)も理事に任命されている。 事務局長の下に4部署(業務組、専案組、国際事務組、行政会計組)を設置。 常勤職員25人、非常勤職員4人、登録評価者3,500人。
主な任務	専門的な評価サービスの提供 ・ 評価コンサルタントサービスの提供 ・ 機関における内部質保証システム促進へ向けた提案、助言 ・ 評価プロジェクトの実施 ・ 質保証に関した知識・技術の開発及び促進 ・ 評価手法の分析、研究 ・ 会議、シンポジウムの主催 ・ 国際組織への参画
国際組織加盟	- APQN (Full member)
状況	- INQAAHE (Full member)
<u> </u>	http://www.twooo.org.tw/ong/indox.nbn

ウェブサイト http://www.twaea.org.tw/eng/index.php



Quality Assurance in Higher Education

参考資料

【第 [章]

- · Ministry of Education (2016) Education in Taiwan 2016-2017
- · Ministry of Education (2013) Education in Taiwan 2013-2014
- · 教育部(2014)「十二年国民基本教育課程綱要」
- ・ 劉語霏(2008)「台湾の義務教育制度改革に伴う後期長刀教育の再編」『東北大学大学院教育学研究科研究報 第 57 集 第 1 号、pp.112.
- Ministry of Education (2012) Summary of Education at All Levels SY2011-2012
- ・ 岡村志嘉子(2003)「台湾の大学教育政策白書(全訳)」,国立国会図書館,pp. 60-80.
- ・ 小川佳万・南部広孝 (2008)「台湾の高等教育 現状と改革動向 」 『広島大学高等教育研究開発センター高等教育研究叢書 95』
- ・ 城地茂 (2010) 「台湾の高等技術教育の法制と実態」『大阪教育大学国際センター年報』, pp. 14-22.
- · 文部科学省(2013)「諸外国の教育動向」,教育調査第148集,pp. 239-241.

【第Ⅱ章】

- · Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT) (2009) Self-Review Report
- · Taiwan Assessment and Evaluation Association (TWAEA) Core Competencies of Taiwan's TVE Universities
- ・ 張嘉育 (2005)「台湾の大学評価の位置づけと制度設計」『シリーズ「アジアにおける大学評価」第1回台湾における大学評 価講演記録』, 大学評価・学位授与機構, pp. 121-130.

【第Ⅲ章】

- HEEACT Annual Report 2009, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016
- HEEACT (2009) Self-Review Report
- Chen, K. H. J. & SU, J. L. (2014) A Comparison Study of the Self-Accreditation Systems in Taiwan and Other Three Countries/Areas in the Asia-Pacific Region, Higher Education Evaluation and Development, 8, (1), pp. 85-
- LEE, L. S., WEI, Y. S. & WANG, L. Y. (2013) Higher Education Institutional and Program Evaluation in Taiwan and the Emerging Roles of Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT), INQAAHE 2013 Conference.
- MU, P. T. T. (2014) Higher Education Evaluation in Taiwan: Present State and Future Prospect
- WANG, R. J. (2014) Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan Briefing
- TWAEA Vocational HEI Evaluation Project, 2009-2013
- · 池俊吉(2013)「2014年度(民国103年度)大学自己評価結果審査実施計画説明会」(原語:103年度大學校院自我評鑑結果 審查實施計畫說明會)
- ・ HEEACT (2017)「2018 年第二期機関別評価ハンドブック」(原語:107 年度第二週期大學校院校務評鑑實施計畫)
- ・ HEEACT (2016)「2016 年度大学教養教育および第二期学科・研究科評価実施計画」(原語:105 年度第二週期大學校院校務評 鑑實施計畫)
- TWAEA(2017) 「2017 年度科技大学評価実施ハンドブック」(原語:106 學年度科技大學評鑑實施計畫)
- ・ 教育部(2016)「新南向き人材育成推進計画」(原語:新南向人才培育推動計畫)
- ・ 小田 格 (2015)「台湾の高等教育に関する法令の概要等について」『大学評価研究 第 14 号』, 大学基準協会, pp. 149.

参考ウェブサイト

- · 台湾教育部「105 学年度大学校院一覧表」 https://ulist.moe.gov.tw/
- · 台湾教育部「十二年国民基本教育実施計画」 http://12basic.edu.tw/Detail.php?LevelNo=8
- 台湾法務部「高級中等教育法」http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawContent.aspx?PC0DE=H0060043
- ・ 台湾教育部「University Act」 http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=H0030001
- 台湾教育部「大学評価方法」(原語:大學評鑑辦法) http://edu. law. moe. gov. tw/LawContent. aspx?id=FL041732&KeyWord
- · 台湾教育部「Degree Conferral Law」(原語:学位授予法) http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=H0030010
- ・ 台湾教育部行政規則「大学の自己評価メカニズムと結果の審査試験的実施原則」(原語:教育部試辦認定大學校院自我評鑑機制及結果審査作業原則)http://edu.law.moe.gov.tw/LawContentDetails.aspx?id=GL000677&KeyWordHL=&StyleType=1
- · 教育部認可國內外專業評鑑機構審查作業原則
 - $\underline{\text{http://edu. law. moe. gov. tw/LawContentDetails. aspx?id=FL051302\&KeyWordHL}}$
- ・ 台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)<u>http://www.heeact.edu.tw/mp.asp?mp=4</u>
- ・ 台湾医学院評鑑委員会 (TMAC) http://www.heeact.edu.tw/mp.asp?mp=3
- · 台湾評鑑協会 (TWAEA) http://www.twaea.org.tw/eng/index.php



Quality Assurance in Higher Education

- ・ 中華工程教育学会 (IEET) http://www.ieet.org.tw/en/
- ・ 中華民国管理科学学会(CMA) Chinese Management Association http://www.management.org.tw/business.php#
- ・ 米国ビジネススクール協会 (AACSB) http://www.aacsb.edu/
- · 公衆衛生教育審議会(CEPH) Council on Education for Public Health) https://ceph.org/
- * 米国連邦教育省「National Committee on Foreign Medical Education and Accreditation」
 http://www2.ed.gov/about/bdscomm/list/ncfmea.html#decisions
- ・ 評鑑 (2017.5) http://epaper.heeact.edu.tw/archive/2017/05/01/6747.aspx
- ・ 評鑑 (2017.9) http://epaper.heeact.edu.tw/archive/2017/09/01/6822.aspx
- ・ 「建立大專校院國際化品質視導機制」 103 年試辦計畫作業說明會および 103 年度試辦計畫指標 http://www.nisa.org.tw/doc/view/sn/100/menu_sn/2
- 103 年 8 月 11 日舉辦之建立大專校院國際化品質視導機制試辦說明會簡報 http://www.nisa.org.tw/default/doc/view/menu_sn/2/page/7

資料作成:独立行政法人大学評価・学位授与機構評価事業部国際課

2015年9月作成 (2018年1月更新)